

長崎県公安委員会告示第7号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、諫早市内（小長井地域）の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容を下表のとおり公示する。

令和8年3月24日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
土井崎（小長井支所前方面）	諫早市小長井町遠竹219番地2先	一般財団法人諫早市施設管理公社による無償運送の用に供する自動車（通称「スクールバス」）に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	令和8年3月3日付け関係者間で合意
土井崎（県界方面）	諫早市小長井町遠竹225番地2先			
農場入口	諫早市小長井町小川原浦2008番地38先			
農場前	諫早市小長井町小川原浦2008番地18先			
田原口	諫早市小長井町田原451番地先			
田原	諫早市小長井町田原546番地先			
小次郎川	諫早市小長井町田原801番地先			
聖母の騎士	諫早市小長井町遠竹2747番地先			